

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和元年5月23日

大阪市会議長 様

提出者

ホンダ リエ	永井啓介	佐々木 哲夫
山下昌彦	杉山幹人	守島 正
岡崎 太	飯田哲史	大橋一隆
丹野壮治	佐々木 りえ	高見 亮
前田和彦	山本長助	北野妙子
福田武洋	八尾 進	西 徳人
西崎照明	明石直樹	

(別 紙)

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項を次のように改める。

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項であっても、市政改革委員会以外の常任委員会の所管に係るものについては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。

(1) 財政総務委員会 14人

- ア 副首都推進局の所管に属する事項
- イ ICT戦略室の所管に属する事項
- ウ 人事室の所管に属する事項
- エ 政策企画室の所管に属する事項
- オ 総務局の所管に属する事項
- カ 財政局の所管に属する事項
- キ 契約管財局の所管に属する事項
- ク 会計室の所管に属する事項
- ケ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- コ 監査委員の所管に属する事項
- サ 人事委員会の所管に属する事項
- シ 他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 教育こども委員会 14人

- ア 教育委員会の所管に属する事項
- イ こども青少年局の所管に属する事項

(3) 民生保健委員会 14人

- ア 福祉局の所管に属する事項
- イ 健康局の所管に属する事項

(4) 都市経済委員会 14人

- ア 都市交通局の所管に属する事項

- イ 経済戦略局の所管に属する事項
- ウ IR推進局の所管に属する事項
- エ 都市計画局の所管に属する事項

(5) 市政改革委員会 14人

- ア 市政改革室の所管に属する事項
- イ 危機管理監の所管に属する事項
- ウ 市民局の所管に属する事項
- エ 都市整備局の所管に属する事項
- オ 消防局の所管に属する事項
- カ 区役所の所管に属する事項

(6) 建設港湾委員会 13人

- ア 環境局の所管に属する事項
- イ 建設局の所管に属する事項
- ウ 港湾局の所管に属する事項
- エ 水道局の所管に属する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

常任委員会の名称、委員の定数及び所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市会委員会条例（抄）

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 省 略

- 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項のうち、財政総務委員会 以外の常任委員会の所管に
であっても、市政改革委員会

かかわるものにあつては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。

係るものについては

- (1) 財政総務委員会 15人

14人

ア 省 略

イ 市政改革室の所管に属する事項

ウーカ 省 略

イ オ

キ 市民局の所管に属する事項

クーコ 省 略

カ ク

サ 区役所の所管に属する事項

シーソ 省 略

ケ シ

- (2) 教育こども委員会 15人

14人

アーイ 省 略

- (3) 省 略

- (4) 都市経済委員会 14人

ア 都市交通局の所管に属する事項

アーウ 省 略

イ エ

エ 都市整備局の所管に属する事項

(5) 港湾消防委員会 14人

市政改革委員会

ア 市政改革室の所管に属する事項

ア 省 略

イ

イ 環境局の所管に属する事項

ウ 港湾局の所管に属する事項

市民局

エ 都市整備局の所管に属する事項

エ 省 略

オ

カ 区役所の所管に属する事項

(6) 建設水道委員会 14人

建設港湾委員会 13人

ア 都市交通局の所管に属する事項

環境局

イ 省 略

ウ 港湾局の所管に属する事項

ウ 省 略

エ

3 省 略